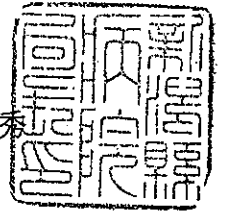




県病局第 659 号
平成 27 年 9 月 8 日

加茂市長 小池 清彦 様

新潟県病院局長 若月 道季



県立加茂病院改築に関する要望書について（回答）

平成 27 年 9 月 7 日付けでいただいた要望書について、知事から回答するよう指示がありましたので、担当局長である私から回答させていただきます。

このたびの要望書については、平成 27 年 8 月 24 日付け総第 1100 号「病児・病後児保育施設の加茂市・田上町案と県立加茂病院改築に関する当方の論点について」と基本的に同じ内容の御要望となっております。

これらの御要望に対する当方の考え方につきましては、下記 1 の文書により既に回答させていただいておりますので、当該文書をもちましてこのたびの貴職からの要望書に対する回答とさせていただきます。

加茂病院改築には県の公金を充てることから、計画を変更するには加茂市民だけでなく県民の皆様から御納得いただけるよう説明責任を果たす必要があるため、知事は、「貴職から面談の要請があればお会いすることと併せて、まずは当方から照会させていただいた事項に対して御回答いただくことが必要である」と申し上げていたところです。

つきましては、下記 2 の文書について、平成 27 年 9 月 18 日までに文書により御回答くださいますよう再度、お願いいたします。

また、1 日も早い改築を望まれる市民の皆様の期待に応えるためにも、早期に行政手続の処理を行ってくださるよう重ねてお願いいたします。

記

1 このたびの要望書に対する回答

平成 27 年 8 月 27 日付け県病局第 606 号「新潟県立加茂病院改築事業に関する貴職の論点について（回答）」のとおり。

なお、貴職が延床面積の増床の根拠として「将来の増築に委ねること自体あてにはなりません。」とされている点については、平成 27 年 1 月 29 日付け県病局第 1020 号「新潟県立加茂病院改築事業基本設計に対する要望書について（回答）」において、将来の医療環境の変化には増築スペースを活用して対応する考えであることをお答えしているところであり、そのことを改めて申し添えます。

2 貴職から御回答いただきたい文書

- ① 平成 27 年 8 月 24 日付け県病局第 587 号「新潟県立加茂病院改築事業に対する貴職の見解について（照会）」
- ② 平成 27 年 8 月 27 日付け県病局第 606 号「新潟県立加茂病院改築事業に関する貴職の論点について（回答）」

3 加茂病院改築事業に係る行政手続について

加茂病院改築事業については、現在、貴市において行政手続の処理を放置していることから、新病院建設工事に係る発注手続のみならず、発注済みの旧看護専門学校等建物の解体・仮設工事等を中止する事態となっております。

このため、発注済み工事において製作した仮設非常用発電機の設置工事ができなくなったことにより発電機の保管費用が発生するなど、工事中止による損害が生じていることをお知らせいたします。

1日も早い改築を望まれる市民の皆様の期待に応えるためにも、貴市において受取を拒否されている書類を別途郵送させていただきますので、早期に行政手続の処理を行ってくださるよう重ねてお願いいたします。